

(別紙)「会計検査院における障害者差別解消法に基づく対応要領案(改正案)」に関する意見募集の結果について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
別紙 第2 (正当な理由の判断の視点)		
1	改正箇所「双方が・・・求められる」について、職員向けの対応要領において障害者への要求事項を記載するのは不適當である。	御指摘の例示は基本方針に基づき記載したものであるため、いずれも原案のとおりとさせていただきます。
別紙 第3 (不当な差別取扱いの例)		
2	(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)のうち、「○車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に」は「 <u>個室の使用を希望</u> 」のほうがよい。	御指摘を踏まえ、次のとおり修文します。 ○車椅子の利用者が畳敷きの <u>個室の使用を希望</u> した際に、敷物を敷くなど、畳を保護するための対応を行う。(行政機関の損害発生の防止の観点)
別紙 第4 (合理的配慮の基本的な考え方)		
3	次の記述と、事例のいずれかを加える。 (記述) 「あらゆる相談や接遇の最初に、本人の希望を聞きとり、それを尊重するルールをもつ。あらゆる偏見を廃して、本人の話をよく聞くことから始める。」 「障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう取組を進める。」 (事例) ・入院先で日常的に異性介助が行われている。女性の入浴や排泄や夜勤時の介助は女性の従事者にして欲しいと希望を出しても、対応されなかった。 ・被害について、警察に話したが、目が見えないのに加害者についてわかるはずがない、知的障害があるから確かな話ではない、などの見方をされ、自分の話を信じてもらえなかったことがある。 ・障害があるので妊娠や出産や子育ては大変だと、繰り返し言われてきたので、無理なのかなと思ってきた。 ・障害がなかったころは積極的に産むように言われていた。障害をもつようになってから妊娠したときには、中絶を勧められた。 ・グループホームにて利用者がカップルで暮らすにあたって、妊娠の可能性があるとの理由から、施設側が不妊処置を勧め、結果として、利用者が不妊処置を選択した。 ・車いすユーザーの立場で、子育てについて福祉の窓口相談した。障害のない保護者と同様に子どもと一緒に公園等に行きたいという願いが理解されず、外出時の育児支援はいまだに得られてい	別紙 第4 合理的配慮の基本的考え方において、障害者本人の意向を尊重しつつ、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要があるとしています。 また、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意することとしています。 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

	ない。	
4	次の記述と、事例のいずれか（課題を示す事例および好事例）を加える。 （記述） 「女性からの相談は女性が受ける窓口態勢をとる。」 「女性の接遇は女性がすることを基本とする。」 「従事者の研修において、障害に加えて女性であることによる経験や課題について当事者から学ぶことを、必修プログラムに組み入れて実施し、業務や啓発に反映する。」 （事例） ・月経時のことについて相談窓口に詳しく話さなければならぬ場面があつて、担当者は男性ばかりだったので話しづらかった。 ・女性に対する暴力の相談にたずさわる担当者の研修に、毎回、「障害のある女性と複合差別」を設けて、それぞれ障害の異なる複数の女性を講師として招き、全員で意見交換を行っている。 ・災害の防止や救援にかかわる担当者の必修研修に、災害時の障害のある女性ゆえの経験をテーマに、地元で課題に取り組んでいる障害のある女性を講師に招き、意見交換し、業務に反映させている。 ・ガイドヘルパー予約の際に「買い物のガイドだから男性のガイドヘルパーでもいいですか？」と対応されがち。女性として同性のガイドヘルパーを希望する。“排泄や入浴などの介助ではないから男性でもいいでしょう”という見方から転換して、合理的配慮として認識してほしい。	別紙 第4 合理的配慮の基本的考え方において、障害者本人の意向を尊重しつつ、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要があるとしています。 また、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意することとしています。 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
5	次の記述を加える。かつ、課題の多い現状について事例から伝わるように、下記のいずれかの事例を加える。 （記述） 「包括的性教育の実施に取り組む。」 （事例） ・特別支援学校で「虹の輪」という言葉で、他人と距離をとるように指導された。 ・教員に服を脱ぐようにいわれ、教員の言うことなので従うしかなく、性行為の直前で他者に発見された。本人（障害のある女生徒）はおかしい、いやだと思つてはいたが、教員にいわれたことは従うように教えられてきたため、抵抗したり、助けを求める声をあげたりすることはできなかった。 ・妊娠を望んでいなかったが、交際相手が避妊をせず、性行為をした。そのことに対して「抵抗もせず、何も言わなかった」ため、同意していると	教育分野における障害者差別を解消するための措置については、別に定められるものであり、御意見は本要領の対象ではないと考えます。

	みなされ、妊娠を回避できなかった。 ・妊娠の自覚があったが、医療機関に行って受診することができず、周囲に相談することもできなかった。	
6	次の記述を加える。かつ、事例のいずれかを加える。 （記述） 「障害別および性別によって特定の職業や職種に結びつける対応や進路を狭める対応をしない。本人の希望と適性を職業選択に活かせるように対応する。」 （事例） ・知的障害のある女性だからと、いつも手仕事を用意された。どんな仕事をしたいか、希望を聞かれたことがない。 ・「聴覚障害があるから、人と会話することがない、手を動かす仕事を」と、小学校低学年から推奨された。女性には縫製や理髪の職業コースがあった。本人の希望や適性とはかけはなれているために離職した人も多い。 ・「修士課程の次には博士課程に進み、大学で研究者として頑張りたい」と教員に伝えたところ、「あなたはろう者で女性だから大学への就職はできない。研究所にしか就職先はない」と言われた。	雇用分野における障害者差別を解消するための措置については、別に定められるものであり、御意見は本要領の対象ではないと考えます。
別紙 第6（合理的配慮の例）		
7	（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）のうち、 「○イベント会場において障害児の行動障害が発生した場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で」は「障害児」のほうがよい。	御指摘を踏まえ、次のとおり修文します。 ○イベント会場において障害児の行動障害が発生した場合に、<u>その保護者から障害児の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で</u>、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。
8	「合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例」を挙げる場合は、拡大解釈されないよう十分注意した上で慎重に行うべきである。	御指摘の例示は基本方針に基づき記載したものであるため、いずれも原案のとおりとさせていただきます。なお、掲載されている例はあくまでも例示であり、個別の事案ごとに判断することが必要である旨記載しています。頂いた内容は、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
9	下記引用の内閣府本府所管事業対応指針案に記述されている事例を加える。 （内閣府本府対応指針案から引用） 合理的配慮の提供と環境の整備の關係に係る例 オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じ	御指摘を踏まえ、次の記載を追記します。 ○オンラインでの申込手続が必要な場合において、手続に際しての支援を求める申出があった場合には、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う。 また、本要領は、法第7条に規定する事項に関して定められるものであり、ウェブサイトの改良などの環境の整備については、別途、適切に対応

	て電話や電子メールでの対応を行う（合理的配慮の提供）とともに、以後、障害者がオンライン申込みの際に不便を感じることはないよう、ウェブサイトの改良を行う（環境の整備）。	してまいります。
--	---	----------